

2025年7月1日施行 定期報告制度の改正について

定期報告制度に関する告示の改正が公布され、2025年7月1日に施行されます

● 主な告示の改正点

1. 定期調査・検査項目の重複の解消や合理化
2. 赤外線装置・可視カメラ・センサー等の新技術による調査・検査が可能



告示の改正により…

定期調査のみ報告対象の物件も定期検査の報告が必要になるの？

● 一宮市の対応

をCheck▶▶

● 一宮市の対応

定期調査で実施していた換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、可動式防煙壁、常時閉鎖式の防火扉の調査項目について、引き続き定期調査で実施することになります。

ただし、非常用エレベーターの作動に関する項目については、昇降機の定期検査で実施が必要です。

定期調査から削除される項目を一宮市建築基準法施行細則で定期調査に付加することで

定期検査ではなく、定期調査で報告する

● 様式ダウンロード

負担は
増えない

調査の着手日が施行日前の場合：旧様式を使用ください。

施行日後の場合：新様式を使用ください。（2025年7月1日掲載予定）

一宮市ウェブサイト（ページID 1015149）

URL：<https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/dl-list/shinseisho/1046033/1000096/1015149.html>

定期報告に関する
お問合せ先

一宮市 建築部 建築指導課（建築安全推進グループ）
電話 | 0586-28-8644（直通） FAX | 0586-73-9215
住所 | 〒491-8501 一宮市本町2丁目5番6号（本庁舎7階）



● 付加する調査項目・調査方法・判断基準

	(あ) 調査項目		(い) 調査方法	(う) 判断基準
建築物の内部	各階の主要な常時閉鎖した状態にある防火扉	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等（告示別表第1に規定する目視等をいう。以下この表において同じ。）により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
		固定の状況	目視等により確認する。	防火扉が開放状態に固定されていること。
		人の通行の用に供する部分に設ける防火扉の作動の状況	扉の閉鎖時間を測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第一号の規定に適合しないこと。
避難施設等	換気設備	換気設備（法第12条第3項の規定により検査の結果を報告すべきもの（以下「特定建築設備等」という。）である換気設備を除く。）の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
		換気設備による換気の妨げとなる物品の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
	特別避難階段	階段室又は政令第123条第3項第一号に規定する付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項の規定に基づく検査（以下「定期検査」という。）の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	排煙設備が作動しないこと。
	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	排煙設備	排煙設備（特定建築設備等である排煙設備を除く。以下この表において「定期検査対象排煙設備」という。）の作動の状況	各階の主要な定期調査対象排煙設備の作動を確認する。	定期調査対象排煙設備が作動しないこと。
	非常用エレベーター	昇降路又は政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することとする。	排煙設備が作動しないこと。
	非常用の照明装置	非常用の照明装置（特定建築設備等である非常用の照明装置を除く。以下この表において同じ。）の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
		非常用の照明装置による照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

● 参考リンク

国土交通省ウェブサイト：建築基準法に基づく定期報告制度について

URL：https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000039.html

上記ウェブサイト内の4. 調査・検査項目告示の欄に定期報告改正に関する内容が確認できます。